外郭団体に関する特別委員会資料

令　和　８　年　度

一般財団法人 神戸在宅医療・介護推進財団

事　業　概　要

健　康　局

目　　次

Ⅰ　財団設立の趣旨 …… 1

Ⅱ　財 団 の 概 要 …… 2
　1　名　　称 …… 2
　2　所 在 地 …… 2
　3　設立年月日 …… 2
　4　基 本 財 産 …… 2
　5　機　　構 …… 3
　6　職 員 数 …… 4
　7　役 員 等 …… 5

Ⅲ　定　　款 …… 7

Ⅳ　令和７年度事業報告 …… 14
　1　事業の概要 …… 14
　2　正味財産増減計算書 …… 20
　3　貸借対照表 …… 21
　4　財 産 目 録 …… 23
　5　事業別収入明細書 …… 24
　6　事業別支出明細書 …… 25
　7　財務状況（令和５年度～令和７年度） …… 26

Ⅴ　令和８年度事業計画 …… 28
　1　事 業 計 画 …… 28
　2　経営改善の取組み状況 …… 32
　3　予定正味財産増減計算書 …… 34
　4　予定貸借対照表 …… 35
　5　事業別予定収入明細書 …… 36
　6　事業別予定支出明細書 …… 37

Ⅵ　令和７年度主要事業計画・実績比較表 …… 38

Ⅶ　主要事業の推移（令和５年度～令和７年度） …… 39

参 考 資 料
　1　施設概要 …… 40
　2　事業所概要 …… 40

Ⅰ　財団設立の趣旨

一般財団法人神戸在宅医療･介護推進財団は、在宅および地域における高齢者等への医療・介護サービスの推進を図り、もって、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

昭和62年７月、医療と福祉の連携による在宅ケアに関する研究及び実践が緊急の課題となる中、地域医療を担う神戸市医師会、先駆的な福祉事業の開発や実践を行っているこうべ市民福祉振興協会並びに神戸市の三者が協力し、「財団法人神戸在宅ケア研究所」が設立された。

平成28年４月には、本格的な超高齢社会を迎えるにあたり、神戸市における地域包括ケアシステム構築の推進団体として、今後の事業展開が分かりやすく明確になるように、「一般財団法人神戸在宅ケア研究所」から現名称へと変更した。

今後とも、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の推進に取組む。

Ⅱ　財 団 の 概 要

１　名　　称　　一般財団法人 神戸在宅医療･介護推進財団

２　所 在 地　　神戸市北区しあわせの村１番 18 号

３　設立許可　　昭和62年７月７日
設立登記　　昭和62年７月13日
一般財団法人移行登記　　平成25年４月１日
名称変更による変更登記　　平成28年４月１日

４　基本財産　　１００，０００千円

出 捐 者	出 捐 額
一般社団法人 神戸市医師会	45,000 千円
神　戸　市	35,000 千円
公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会	20,000 千円

５　機　構

（令和8年7月1日）

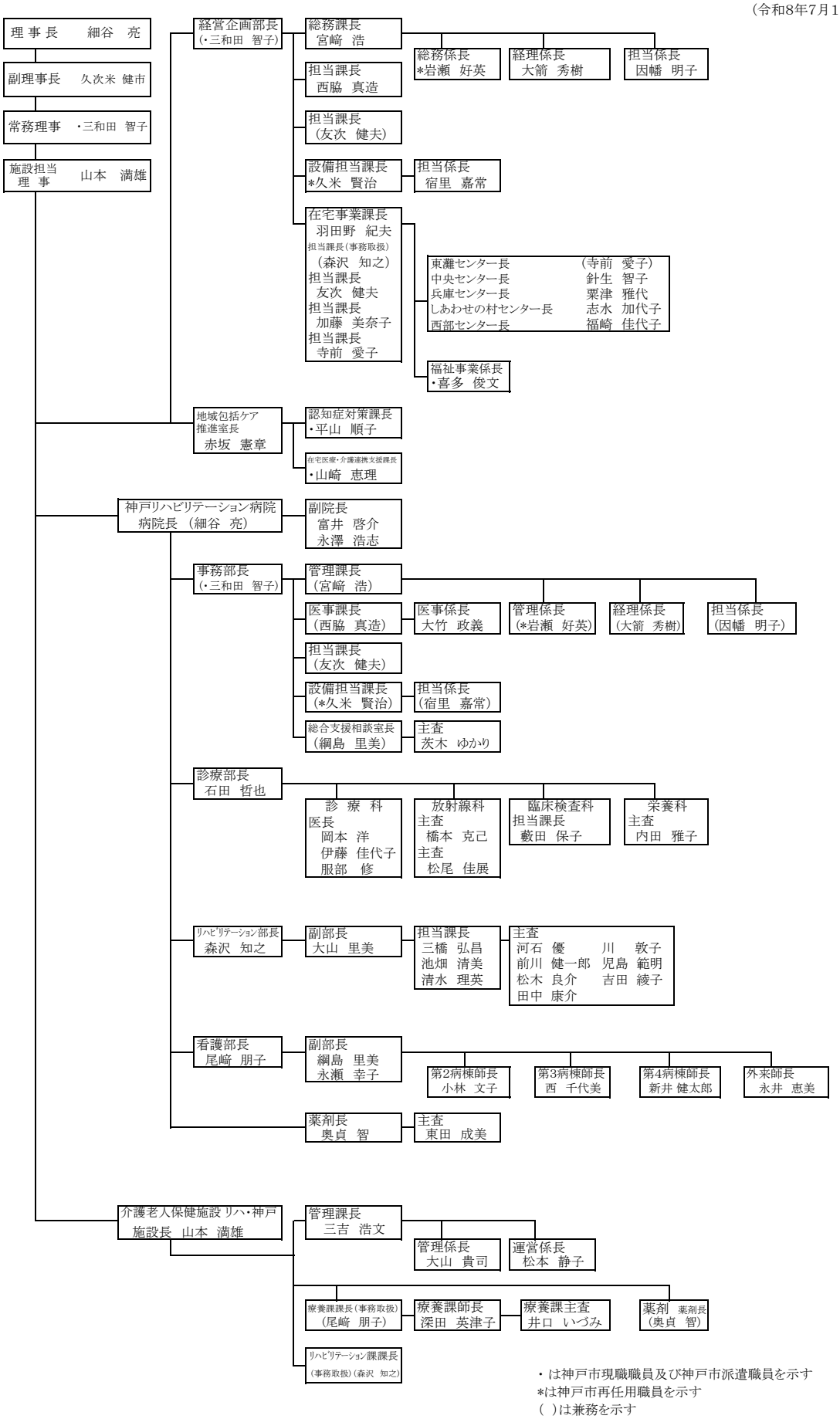

・は神戸市現職職員及び神戸市派遣職員を示す
*は神戸市再任用職員を示す
（ ）は兼務を示す

６　職　員　数　（役員を除く）

（令和８年７月１日現在）

区　　分	部長級	課長級	係長級	係　員	任期付	合　計
経　営　企　画　部	－	7 (1)	9 (2)	92	3	111 (3)
総　務　課	－	3 (1)	4 (1)	6	－	13 (2)
在　宅　事　業　課	－	4	5 (1)	86	3	98 (1)
地域包括ケア推進室	1	2 (2)	－	27	－	30 (3)
認　知　症　対　策　課	－	1 (1)	－	14	－	15 (1)
在宅医療・介護連携支援課	－	1 (1)	－	13	－	14 (2)
神戸リハビリテーション病院	5	11	15	222	5	258
事　務　部	－	－	－	6	－	6
診　療　部	3	4	3	5	1	16
リハビリテーション部	1	4	7	119	－	131
看　護　部	1	2	4	89	4	100
薬　剤　部	－	1	1	3	－	5
介護老人保健施設リハ・神戸	－	1	3	50	4	58
管　理　課	－	1	2	5	－	8
療　養　課　等	－	－	1	45	4	50
合　　計	6	21 (3)	27 (2)	391	12	457 (5)

（注1）（ ）は、神戸市派遣職員数で内書（再任用を含む）
（注2）兼務は表に含まない。

7 役 員 等

（令和８年７月１日現在）

役　　職	氏　　名	現　職　名
評　議　員	入　江　　正一郎	北区医師会会長
評　議　員	岡　田　　司　郎	灘区医師会会長
評　議　員	棱　野　　敦　雄	神戸市社会福祉協議会専務理事
評　議　員	久　野　　英　樹	西区医師会会長
評　議　員	久　保　　清　景	垂水区医師会会長
評　議　員	熊　谷　　保　徳	神戸市健康局長
評　議　員	中　村　　陽　子	長田区医師会会長
評　議　員	橋　本　　信　夫	地方独立行政法人神戸市民病院機構理事長
評　議　員	久　野　　文	東灘区医師会会長
評　議　員	堀　本　　仁　士	神戸市医師会会長
評　議　員	前　川　　透	須磨区医師会会長
評　議　員	水　谷　　肇	兵庫区医師会会長
評　議　員	宮　本　　学	神戸市歯科医師会会長
評　議　員	安　田　　理恵子	神戸市薬剤師会会長
評　議　員	山　中　　義　夫	中央区医師会会長

（令和８年７月１日現在）

役　　職	氏　　名	現　職　名
理　事　長	細　谷　　亮	神戸リハビリテーション病院 病院長
副 理 事 長	久次米　　健　市	神戸市医師会副会長
常 務 理 事	三和田　　智　子	神戸在宅医療･介護推進財団 経営企画部長兼務
施設担当理事	山　本　　満　雄	介護老人保健施設リハ・神戸施設長
理　　事	赤　枝　　利　紀	こうべ市民福祉振興協会常務理事
監　　事	松　山　　康　二	公認会計士松山康二事務所所長
監　　事	髙　原　　哲　夫	髙原クリニック理事長

Ⅲ　一般財団法人 神戸在宅医療･介護推進財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人神戸在宅医療･介護推進財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、在宅あるいは地域における高齢者等に対する医療・介護サービス（以下「在宅医療･介護」という。）についての推進を図り、もって、高齢者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 在宅医療･介護に関する調査研究及び情報提供

(2) 地域での診療の支援及び地域における医療･介護の向上のための人材育成

(3) 在宅医療･介護に関する助言、相談及びプランの作成等その支援

(4) 在宅医療･介護連携の支援に関する事業

(5) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

(6) 介護老人保健施設の管理運営

(7) 訪問看護･リハビリテーション事業

(8) リハビリテーションの実践を通じた在宅医療･介護の推進

(9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項各号の事業は、兵庫県において行う。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第２０条において規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くもの

とする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第９条　この法人に評議員１２名以上２０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１０条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を施行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第１号又は第２号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
(2) 当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
(3) 同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
（評議員の任期）
第１１条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員の報酬等）
第１２条　評議員に対して、各年度の総額が１００万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第５章　評議員会

（構成）
第１３条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
（権限）
第１４条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
(5) 定款の変更
(6) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
(7) 残余財産の処分
(8) 基本財産の処分又は除外の承認
(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第１５条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第１６条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号。以下「一般法人法」という。）第１８２条に基づく招集の通知は、理事長が行う。ただし、法令により招集の手続を省略することができる場合及び評議員が招集する場合を除く。

３　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１７条　評議員会は、評議員の中から議長１名、副議長２名以内を選任する。

２　議長は、定款及び評議員会が別に定めるところにより評議員会を主催する。

３　副議長は、議長がその任務を行うことができないとき又は議長に指名されたときに、議長に代わって議長の職務を行う。

４　議長、副議長の任期は、評議員会が別に定めた場合を除き、評議員の任期の満了する時までとする。ただし、任期前であっても、評議員会は決議により議長、副議長を解任することができる。

（決議）

第１８条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　一般法人法第１９４条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された２人が、記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２０条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事　５名以上１０名以内

(2) 監事　２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事会において必要と認める場合、副理事長１名、常務理事１名及び施設担当理事２名以内を選任することができる。

４　第２項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の副理事長、常務理事及び施設担当理事をもって一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２６条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第７章　理事会

（構成）

第２７条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第２８条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、常務理事及び施設担当理事の選定及び解職

（招集）

第２９条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第３０条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

（決議）

第３１条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第１９７条において準用する一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３２条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第８章　定款の変更および解散

（定款の変更）

第３３条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定はこの定款の第３条、第４条及び第１０条についても適用する。

３　第１８条第２項の規定にかかわらず、第３条の変更にかかる評議員会の決議については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上に当たる多数をもって行う。

（解散）

第３４条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第３６条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第３７条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号。以下「整備法」という。）第１２１条第１項において読み替えて準用する整備法第１０６条第１項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第１２１条第１項において読み替えて準用する整備法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

井上　謙次郎　　今井　鎮雄　　大林　良和　　數岡　一吉
菊池　晴彦　　久次米　健市　　住谷　幸雄　　武田　好弘
多田　安温　　中西　光政　　中村　三郎　　林　省治
本庄　昭　　村上　眞　　森脇　潤　　雪村　新之助

４　この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。

笠井　隆一　　上運天　英一　　浪方　典宏　　槇村　博之
南本　伸一　　山本　豊城

５　この法人の最初の理事長は笠井　隆一、同じく副理事長は槇村　博之、同じく常務理事は上運天　英一、同じく施設担当理事は浪方　典宏、山本　豊城とする。

６　この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

長坂　肇　　松山　康二

附　則（平成２８年４月１日一部改正）

この定款の一部改正は、平成２８年４月１日から施行する。

別表　基本財産（第５条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券等	１００，０００，０００円

Ⅳ　令和７年度 事 業 報 告

１　事業の概要

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭・社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主として医療・看護サービス等を提供する神戸リハビリテーション病院を運営した。

令和７年度は、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、引き続き心疾患や呼吸器疾患等の内部障害患者の受け入れに取組むとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努めた。

また、外来における心疾患や呼吸器疾患に対するリハビリテーションにも取組み、生活期におけるリハビリテーション医療の充実に努めた。

さらに、病院建物が長期にわたり安全かつ快適な入院環境を維持できるよう、計画に沿った設備保全工事を継続して実施した。

［過去５年実績　新規入院患者数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備　考
新規入院患者数	831人	859人	897人	955人	900人	
延入院患者数	56,879人	55,243人	56,438人	59,718人	57,461人	
1日平均入院患者数	155.8人	151.4人	154.2人	163.6人	157.4人	病床数180床
初診患者数	774人	680人	697人	627人	520人	
延外来患者数	2,632人	2,664人	2,449人	3,597人	5,245人	
(うち内部障害患者数)	―	―	―	(1,073人)	(2,253人)	
1日平均外来患者数	11.5人	13.8人	12.5人	15.4人	21.9人	

(注)延患者数は前年度から引き続き入院している者を含む。外来の１日当たりの患者数は、240日で算出

■内部障害リハビリテーションの推進

・今後、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者の増加が見込まれているが、民間の回復期病院では専門医の配置が少ないことから患者の受け入れが進んでいないため、心疾患及び呼吸器疾患等の内部障害患者のリハビリテーションを実施し、再入院の防止に努めた。

・外来においても、内部障害患者に対するリハビリテーションを引き続き実施した。

［過去５年実績　内部障害患者の新規入院患者数］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
心疾患	―	11人	26人	48人	66人
呼吸器疾患	39人	29人	21人	43人	50人

(2) 介護老人保健施設の管理運営

病状が安定期にあり、入院治療を必要としない要支援・要介護者を対象に、看護・介護・リハビリテーションを中心に医療・日常生活上の支援を行い、家庭復帰と在宅生活の支援を目指す施設として、介護老人保健施設リハ・神戸を運営した。

［過去５年実績　延入所者数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備　考
延入所者数	27,868人	29,655人	29,288人	29,128人	29,593人	
1日平均入所者数	76.4人	81.2人	80.0人	79.8人	81.1人	入所定員90人
延通所者数	6,226人	6,544人	6,870人	7,041人	6,865人	
1日平均通所者数	20.3人	21.5人	22.4人	22.9人	22.4人	通所定員30人

(3) 在宅支援事業

ア　訪問看護事業

住み慣れた地域社会での療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、４カ所の訪問看護ステーションを運営し、訪問看護及び訪問リハビリテーションを実施した。

［過去５年実績　訪問回数］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問回数 （ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ訪問回数）	58,103回 (12,762回)	54,757回 (12,999回)	54,426回 (14,798回)	54,778回 (16,128回)	56,158回 (17,378回)
東灘しあわせ訪看	13,254回	13,080回	12,794回	12,978回	13,185回
しあわせ訪看	16,222回	14,377回	14,964回	15,003回	15,213回
兵庫しあわせ訪看	11,570回	11,100回	10,880回	10,929回	10,984回
西部しあわせ訪看	17,057回	16,200回	15,788回	15,868回	16,776回

■医療的ケア児への訪問看護

・医療技術の進歩等を背景として、日常生活を営むためにたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを要する状態にある子どもの数が増えているが、地域の訪問看護体制が十分ではないため、小児の訪問看護に取組んだ。

［各ステーション小児訪問看護の状況］ 各年度３月末現在18歳(高校３年生)以下の利用者

	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
東灘しあわせ訪看	５人	６人	４人	３人	２人
しあわせ訪看	13人(５人)	10人(４人)	８人(３人)	７人(３人)	５人(４人)
兵庫しあわせ訪看	２人	２人	２人	２人	２人
西部しあわせ訪看	22人(８人)	26人(10人)	25人(10人)	20人(７人)	18人(７人)
計	42人	44人	39人	32人	27人

(　　) は人工呼吸器装着者

・また、医療的ケア児が在籍する神戸市立学校園へ訪問し、医療的ケアを実施した。

・神戸市全体で小児訪問看護ができる看護師の増加、育成を目的として、令和４年７月に「小児在宅医療ネットワーキング」を立ち上げた。小児訪問看護に取組む看護師の悩みや課題の共有、研修会を通して顔の見える関係づくりや小児看護の知識・技術の向上支援に取組んだ。
・さらに、同じ医療的ケア児を看護する他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施した。

イ 在宅介護支援事業

(ｱ) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度におけるサービス利用計画の作成・相談及び要介護認定の申請代行の窓口として、市内５カ所で居宅介護支援事業を実施した。

［過去５年実績　ケアプラン管理延数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ケアプラン管理延数	8,114件	6,598件	6,540件	7,074件	7,973件
東灘ｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	1,632件	1,636件	1,686件	1,783件	1,837件
しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	―	―	―	419件	1,075件
兵庫しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ	1,875件	1,609件	1,504件	1,504件	1,514件
しあわせの村在宅支援ｾﾝﾀｰ	2,691件	2,496件	2,392件	2,184件	2,229件
西部しあわせ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	1,145件	798件	958件	1,184件	1,318件
しあわせ訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	771件	59件	―	―	―
更新認定調査件数	1,568件	1,534件	1,387件	1,138件	1,312件

※しあわせｹｱﾌﾟﾗﾝｾﾝﾀｰ：令和６年11月事業開始

(ｲ) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするために、介護予防をはじめ高齢者の状態やその変化に応じた介護サービス、医療サービスまでの様々なサービスが切れ目なく提供されるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを市内３カ所で運営した。（神戸市委託事業）

事業内容

① 総合相談支援業務
② 介護予防に関するケアマネジメント業務
③ 権利擁護支援業務
④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

［過去５年実績　相談延件数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談延件数	12,665件	14,770件	16,106件	19,823件	19,601件
魚崎南部あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,703件	5,554件	6,233件	6,612件	6,122件
新開地あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,147件	5,354件	4,871件	6,530件	5,339件
しあわせの村あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	3,815件	3,862件	5,002件	6,681件	8,140件
介護予防ｹｱﾌﾟﾗﾝ管理延数	11,214件	11,235件	11,350件	11,793件	11,812件
魚崎南部あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	4,144件	4,262件	4,142件	4,296件	4,472件
新開地あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	3,264件	3,247件	3,452件	3,598件	3,522件
しあわせの村あんしんすこやかｾﾝﾀｰ	3,806件	3,726件	3,756件	3,899件	3,818件

ウ 医療介護サポートセンター事業

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く７区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの研修等を年間11回実施した。（神戸市委託事業）

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域・環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断・早期対応に向けた支援を実施した。（神戸市委託事業）

［過去５年実績　新規対応件数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規対応件数	186件	191件	189件	184件	171件
自宅訪問件数	1,303件	1,227件	1,093件	1,089件	1,090件
自宅外訪問件数	1,069件	1,293件	1,091件	1,029件	979件

イ こうべオレンジダイヤル

市民が気軽に認知症について相談いただけるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として、「こうべオレンジダイヤル」を運営した。（神戸市委託事業）

［過去５年実績　相談受付件数］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談受付件数	690件	735件	864件	822件	752件

(5) 住宅改修助成事業等

在宅における高齢者等を支援するため、住宅改修助成事業及び介護保険の住宅改修工事実地調査を行った。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

要介護認定等を受けている高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成に関する業務を行った。

助成限度額　　100万円（介護保険支給分と合わせて）

［過去５年実績　申込件数等］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申込件数	427件	498件	361件	398件	338件
完了件数	404件	401件	352件	352件	312件

＊介護保険制度の住宅改修(助成限度額20万円)のみの利用者は含まれていない。

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険の住宅改修工事のうち現地確認が必要である案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請・許可の内容に適合していることの確認を行った。

［過去５年実績　検査件数］

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
検査件数	27件	26件	30件	28件	30件

(6)　その他のリハビリテーションに関する支援

・神戸市障害者更生相談所の補装具判定業務等に関する理学療法士の助言指導
・フレイルチェック事業に係る理学療法士、作業療法士の派遣
・リハビリ専門職によるケアマネジメント支援事業に対する理学療法士、作業療法士の配置

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

医療、保健衛生等の分野における各種の在宅医療･介護等について、次のとおり調査研究を行った。

ア　在宅介護実態調査

在宅医療で多い疾患や医療行為、介護状況の経年変化のデータ収集し、医療サービスの充実を図ることを目的として、神戸市医師会に委託し、神戸市医師会員が主治医として診察している在宅長期寝たきり者等について、実態調査を行った。

調査結果は、訪問リハビリテーションの体制強化や入院のための病診連携など、在宅医療や介護サービスの充実に繋げている。

調査対象　６か月以上寝たきり又はそれに準ずる方（令和７年７月１日現在）

回答総数　1,622人

調査結果抜粋

①医学的見地から、より充実させるべき医療行為
・入院のための病診連携　22.5%
・訪問リハビリテーション　22.0%
②現状で不足していると思われるサービスの種類
・なし　37.1%
・訪問リハビリテーション　14.5%
③人生の最終段階における受けたい医療のあり方についての相談
・行っていない　52.6%
・家族と相談　30.3%

イ　神戸リハビリテーション病院退院患者調査

神戸リハビリテーション病院から家庭復帰した退院患者のうち、居宅介護サービスを利用する方の担当ケアマネジャーに対し、在宅生活における状況等の調査を行った。調査結果は、入院中のリハビリテーションや退院支援、ケアの質向上など入院生活の充実や、ケアプランへの反映など円滑な介護サービスの提供に繋げている。

［回答総数　173件］

①入院前の主な疾患：整形疾患61.8%、脳血管疾患27.2%、廃用他11.0%

②退院後の急性増悪の有無：無89.6%、有9.2%

有の内容：心不全、骨折、肺炎等

③機能低下の有無：無89.0%、有10.4%、不明0.6%

病院退院先の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
退院患者数	830人	856人	894人	963人	902人
家　庭	609人	650人	661人	718人	655人
病　院	91人	71人	78人	85人	72人
老人保健施設	57人	53人	64人	63人	70人
老人福祉施設	25人	64人	80人	81人	92人
その他	48人	18人	11人	16人	13人

ウ　急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムの構築

神戸市と当財団が事務局として運営する神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)では、急性期・回復期・生活期リハビリテーションを包括する一体化プログラムを構築し、地域において切れ目のない多職種による疾病管理プログラムを提供し、新しいリハビリテーションモデルを通じた地域包括ケアシステムの構築に資する取組みを進めてきた。多くの疾患の中で内部障害、特に「心不全パンデミック」に対応すべく、心疾患を先行して令和５年３月から開始し、また同年８月から呼吸器疾患に対して一体化プログラムの運用を始めている。

［令和７年度までの実績累計］

・プログラム実施人数 465名（心疾患331名、呼吸器疾患134名）

・登録施設数 91施設（急性期７施設、回復期９施設、生活期75施設）

・内部障害リハビリに対応できる医療スタッフの育成のための研修を13回実施
（延べ2,252名参加）

・急性期病院及び回復期病院の臨床現場における実地見学研修を実施
（延べ37名参加）

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療・介護の向上のための人材育成（実習生等の受け入れ）、及び在宅高齢者等支援のための普及啓発事業やフレイルチェック事業（理学療法士等の地域への派遣）を行った。

２　正味財産増減計算書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位：円）

科　　目	合　計	実施事業等会計（公益目的事業）			その他事業会計（収益事業）						法人会計	内部取引消去
		調査研究事業	地域医療・介護向上支援事業	小計	病院事業	老人保健施設事業	訪問看護等事業	在宅医療・介護連携支援事業	住宅改修助成事業	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部												
１．経常増減の部												
（１）経常収益												
基本財産運用益	329,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	329,000	
事業収益	4,032,609,857	－	－	－	2,499,164,387	555,261,127	747,595,608	181,435,235	49,153,500	4,032,609,857	－	
受取補助金等	57,209,500	－	－	－	47,856,205	5,837,526	3,215,769	－	－	56,909,500	300,000	
受取負担金	745,323				741,323	－	4,000	－	－	745,323	－	
受取寄付金等	300,000	－	－	－	－	－	300,000	－	－	300,000	－	
雑収益	15,810,810	－	334,340	334,340	11,045,307	758,526	2,883,409	125,188	－	14,812,430	664,040	
引当金取崩額	8,280	－	－	－	6,223	－	2,057	－	－	8,280	－	
経常収益計	4,107,012,770	－	334,340	334,340	2,558,813,445	561,857,179	754,000,843	181,560,423	49,153,500	4,105,385,390	1,293,040	
（２）経常費用												
事業費	4,231,954,568	3,017,202	14,242,653	17,259,855	2,609,670,101	593,720,697	780,585,770	181,589,554	49,128,591	4,214,694,713	－	
管理費	5,267,696	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,267,696	
経常費用計	4,237,222,264	3,017,202	14,242,653	17,259,855	2,609,670,101	593,720,697	780,585,770	181,589,554	49,128,591	4,214,694,713	5,267,696	
当期経常増減額	△ 130,209,494	△ 3,017,202	△ 13,908,313	△ 16,925,515	△ 50,856,656	△ 31,863,518	△ 26,584,927	△ 29,131	24,909	△ 109,309,323	△ 3,974,656	
２．経常外増減の部												
（１）経常外収益												
退職給付引当金取崩額	970,000	－	－	－	－	－	970,000	－	－	970,000	－	
経常外収益計	970,000	－	－	－	－	－	970,000	－	－	970,000	－	
（２）経常外費用												
除却損失	415,418	－	－	－	415,415	1	2	－	－	415,418	－	
過年度修正損	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
経常外費用計	415,418	－	－	－	415,415	1	2	－	－	415,418	－	
当期経常外増減額	554,582	－	－	－	△ 415,415	△ 1	969,998	－	－	554,582	－	
他会計振替額	－	2,600,000	14,014,000	16,614,000	△ 9,299,998	565,082	△ 565,085	－	1	△ 9,300,000	△ 7,314,000	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 129,654,912	△ 417,202	105,687	△ 311,515	△ 60,572,069	△ 31,298,437	△ 26,180,014	△ 29,131	24,910	△ 118,054,741	△ 11,288,656	
法人税等	△ 5,199,130	－	－	－	△ 5,199,130	－	－	－	－	△ 5,199,130	－	
当期一般正味財産増減額	△ 124,455,782	△ 417,202	105,687	△ 311,515	△ 55,372,939	△ 31,298,437	△ 26,180,014	△ 29,131	24,910	△ 112,855,611	△ 11,288,656	
一般正味財産期首残高	2,315,769,911	△ 2,466,189	△ 12,942,695	△ 15,408,884	1,626,218,812	△ 141,542,921	556,889,397	△ 3,278,167	32,771,149	2,071,058,270	260,120,525	
一般正味財産期末残高	2,191,314,129	△ 2,883,391	△ 12,837,008	△ 15,720,399	1,570,845,873	△ 172,841,358	530,709,383	△ 3,307,298	32,796,059	1,958,202,659	248,831,869	
Ⅱ　指定正味財産増減の部												
受取補助金等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
一般正味財産振替額	△ 3,765,970	－	－	－	△ 336,205	△ 3,210,996	△ 218,769	－	－	△ 3,765,970	－	
当期指定正味財産増減額	△ 3,765,970	－	－	－	△ 336,205	△ 3,210,996	△ 218,769	－	－	△ 3,765,970	－	
指定正味財産期首残高	134,827,623	－	－	－	1,571,896	30,002,322	3,253,405	－	－	34,827,623	100,000,000	
指定正味財産期末残高	131,061,653	－	－	－	1,235,691	26,791,326	3,034,636	－	－	31,061,653	100,000,000	
当期正味財産増減額	△ 128,221,752	△ 417,202	105,687	△ 311,515	△ 55,709,144	△ 34,509,433	△ 26,398,783	△ 29,131	24,910	△ 116,621,581	△ 11,288,656	
正味財産期首残高	2,450,597,534	△ 2,466,189	△ 12,942,695	△ 15,408,884	1,627,790,708	△ 111,540,599	560,142,802	△ 3,278,167	32,771,149	2,105,885,893	360,120,525	
Ⅲ 正味財産期末残高	2,322,375,782	△ 2,883,391	△ 12,837,008	△ 15,720,399	1,572,081,564	△ 146,050,032	533,744,019	△ 3,307,298	32,796,059	1,989,264,312	348,831,869	

※　神戸市からの収入

（1）補助金 ／負担金　　1,923千円

（2）委託料　　324,114千円

３　貸借対照表

令和８年３月31日現在

（単位:円）

科　　目	合　計	実施事業等会計 （公益目的事業）	その他事業会計 （収益事業）	法人会計	内部取引消去
Ⅰ　資産の部					
流動資産					
現金預金	1,187,215,294	103,461	1,041,199,458	145,912,375	
未収金	605,441,669	－	696,576,933	594,000	△ 91,729,264
貸倒引当金	△ 296,891	－	△ 296,891	－	
貯蔵品	12,950,754	－	12,950,754	－	
前払金等	3,704,373	－	3,704,373	－	
内部会計貸付金	－	－	265,000,000	10,000,000	△ 275,000,000
流動資産合計	1,809,015,199	103,461	2,019,134,627	156,506,375	△ 366,729,264
固定資産					
基本財産	100,000,000	－	－	100,000,000	
基本財産合計	100,000,000	－	－	100,000,000	
特定資産					
建物	200,946,347	－	200,946,347	－	
建物付帯設備	30,845,269	－	30,845,269	－	
什器備品	3	－	3	－	
退職給付引当資産	405,392,300	－	405,392,300	－	
特定資産合計	637,183,919	－	637,183,919	－	
その他固定資産					
建物	48,387,648	－	48,387,648	－	
建物付帯設備	18,554,675	－	18,554,675	－	
構築物	1,276,275	－	1,276,275	－	
車両運搬具	5	－	5	－	
什器備品	192,042,683	286,450	191,756,232	1	
一括償却資産	8,866,849	－	8,866,849	－	
リース資産	10,323,720	－	10,323,720	－	
建設仮勘定	1,167,000	－	1,167,000	－	
電話加入権	6,083,595	－	2,261,235	3,822,360	
保証金	13,537,860	－	13,537,860	－	
投資有価証券	590,914,676	－	590,914,676	－	
貸付金（他会計）	－	－	100,000,000	11,096,000	△ 111,096,000
貸付金	676,500	－	676,500	－	
長期前払費用	137,461	－	137,461	－	
ソフトウェア	122,388,243	－	114,905,342	7,482,901	
繰延資産勘定	97,718,807	－	97,718,807	－	
その他固定資産合計	1,112,075,997	286,450	1,200,484,285	22,401,262	△ 111,096,000
固定資産合計	1,849,259,916	286,450	1,837,668,204	122,401,262	△ 111,096,000
内部出資金勘定					
内部出資金勘定合計	－	－	－	70,000,000	△ 70,000,000
資産合計	3,658,275,115	389,911	3,856,802,831	348,907,637	△ 547,825,264

（単位:円）

科　　目	合　計	実施事業等会計 （公益目的事業）	その他事業会計 （収益事業）	法人会計	内部取引消去
Ⅱ　負債の部					
流動負債					
未払金	276,929,709	16,108,949	352,500,524	49,500	△ 91,729,264
預り金	29,092,274	1,361	29,064,645	26,268	
賞与引当金	164,037,630	－	164,037,630	－	
内部会計借入金	－	－	275,000,000	－	△ 275,000,000
流動負債合計	470,059,613	16,110,310	820,602,799	75,768	△ 366,729,264
固定負債					
リース債務	9,960,720	－	9,960,720	－	
退職給付引当金	855,879,000	－	855,879,000	－	
他会計借入金	－	－	111,096,000	－	△ 111,096,000
固定負債合計	865,839,720	－	976,935,720	－	△ 111,096,000
元入金					
元入金合計	－	－	70,000,000	－	△ 70,000,000
負債合計	1,335,899,333	16,110,310	1,867,538,519	75,768	△ 547,825,264
Ⅲ　正味財産の部					
指定正味財産					
国庫補助金等	27,505,368	－	27,505,368	－	
地方公共団体補助金	3,556,285	－	3,556,285	－	
寄付金	100,000,000	－	－	100,000,000	
指定正味財産合計	131,061,653	－	31,061,653	100,000,000	
（うち基本財産への充当額）	100,000,000	－	－	100,000,000	
（うち特定資産への充当額）	31,061,653	－	31,061,653	－	
一般正味財産合計	2,191,314,129	△ 15,720,399	1,958,202,659	248,831,869	
（うち基本財産への充当額）	－	－	－	－	
（うち特定資産への充当額）	200,729,966	－	200,729,966	－	
正味財産合計	2,322,375,782	△ 15,720,399	1,989,264,312	348,831,869	
負債及び正味財産合計	3,658,275,115	389,911	3,856,802,831	348,907,637	△ 547,825,264

４　財産目録

令和８年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金（手元保管）	2,041,454	未払金	276,929,709
普通預金		病院、リハ神戸　他	
三井住友銀行（病院事業）	471,974,933	預り金	29,092,274
三井住友銀行（その他の事業）他	313,198,907	所得税、住民税　他	
定期預金	400,000,000	賞与引当金	164,037,630
未収金	605,441,669	流動負債合計	470,059,613
未収金貸倒引当金	△ 296,891	固定負債	
貯蔵品		リース債務	9,960,720
医薬品在庫　他	12,950,754	固定電話リース料他	
前払金等	3,704,373	退職給付引当金	855,879,000
流動資産合計	1,809,015,199	固定負債合計	865,839,720
固定資産		負債合計	1,335,899,333
基本財産		正味財産	2,322,375,782
公債等	100,000,000		
特定資産			
建物	200,946,347		
リハ・神戸			
建物付帯設備	30,845,269		
什器備品	3		
退職給付引当資産	405,392,300		
その他固定資産			
建物	48,387,648		
建物付帯設備	18,554,675		
構築物	1,276,275		
車両運搬具	5		
什器備品	192,042,683		
一括償却資産	8,866,849		
リース資産	10,323,720		
固定電話リース料他			
建設仮勘定	1,167,000		
電話加入権	6,083,595		
保証金	13,537,860		
投資有価証券	590,914,676		
神戸市平成28年度第3回公募公債			
貸付金	676,500		
長期前払費用	137,461		
ソフトウェア	122,388,243		
繰延資産勘定	97,718,807		
昇降機等設備改修他			
固定資産合計	1,849,259,916		
資産合計	3,658,275,115		

５　事業別収入明細書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位:円）

事業別・性質別	収入合計	内訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	334,340	－	－	－	334,340
調査研究事業	－	－	－	－	－
地域医療・介護向上支援事業	334,340	－	－	－	334,340
その他事業会計	4,106,355,390	3,698,260,143	334,349,714	56,909,500	16,836,033
病院事業	2,558,813,445	2,483,511,387	15,653,000	47,856,205	11,792,853
老人保健施設事業	561,857,179	555,261,127	－	5,837,526	758,526
訪問看護等事業	754,970,843	659,487,629	88,107,979	3,215,769	4,159,466
訪問看護事業	495,584,270	487,495,701	2,471,675	1,470,500	4,146,394
在宅介護支援事業	259,386,573	171,991,928	85,636,304	1,745,269	13,072
在宅医療・介護連携支援事業	181,560,423	－	181,435,235	－	125,188
住宅改修助成事業	49,153,500	－	49,153,500	－	－
法人会計	1,293,040	－	－	300,000	993,040
合　　計	4,107,982,770	3,698,260,143	334,349,714	57,209,500	18,163,413

６　事業別支出明細書

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

（単位:円）

事業別・性質別	支出合計	内訳			
		人　件　費	物　件　費	減価償却費	支払利息等
実施事業等会計	17,259,855	14,754,384	2,443,932	61,539	－
調査研究事業	3,017,202	2,133,344	883,858	－	－
地域医療・介護向上支援事業	14,242,653	12,621,040	1,560,074	61,539	－
その他事業会計	4,215,110,131	3,156,583,418	941,062,582	117,464,129	2
病院事業	2,610,085,516	1,877,280,673	650,322,857	82,481,986	－
老人保健施設事業	593,720,698	392,331,463	175,266,401	26,122,834	－
訪問看護等事業	780,585,772	682,017,761	89,992,529	8,575,480	2
訪問看護事業	473,227,924	408,063,736	60,950,038	4,214,148	2
在宅介護支援事業	307,357,848	273,954,025	29,042,491	4,361,332	－
在宅医療・介護連携支援事業	181,589,554	169,736,280	11,684,029	169,245	－
住宅改修助成事業	49,128,591	35,217,241	13,796,766	114,584	－
法人会計	5,267,696	188,887	3,753,647	1,325,162	－
合　　計	4,237,637,682	3,171,526,689	947,260,161	118,850,830	2

○. 財務状況（令和５年度～令和７年度）

（単位：千円）

				令和５年度	令和６年度	令和７年度	R6→R7 増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額		59,278	▲ 4,325	▲ 130,209	▲ 125,884
			経常収益	4,029,668	4,119,037	4,107,013	▲ 12,024
			うち公益	456	0	334	334
			うち公益以外	4,029,212	4,119,037	4,106,679	▲ 12,358
			経常費用	3,970,390	4,123,362	4,237,222	113,860
			うち事業費（公益）	15,115	18,866	17,260	▲ 1,606
			うち事業費（公益以外）	3,950,828	4,101,217	4,214,695	113,478
			うち管理費（公益）	4,447	3,279	5,267	1,988
			うち管理費（公益以外）	0	0	0	0
			評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額		4,365	▲ 5,526	555	6,081
			経常外収益	4,365	40	970	930
			経常外費用	0	5,566	415	▲ 5,151
		法人税、住民税及び事業税		17,177	5,450	▲ 5,199	▲ 10,649
		当期一般正味財産増減額		46,466	▲ 15,301	▲ 124,455	▲ 109,154
		一般正味財産期首残高		2,284,604	2,331,070	2,315,769	▲ 15,301
		一般正味財産期末残高		2,331,070	2,315,769	2,191,314	▲ 124,455
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額		▲ 3,774	▲ 3,766	▲ 3,765	1
			指定正味財産増加額	0	0		
			指定正味財産減少額	3,774	3,766	3,765	▲ 1
			うち一般正味財産への振替額	3,774	3,766	3,765	▲ 1
		指定正味財産期首残高		142,367	138,593	134,827	▲ 3,766
		指定正味財産期末残高		138,593	134,827	131,062	▲ 3,765
	正味財産期首残高			2,426,971	2,469,663	2,450,596	▲ 19,067
	当期正味財産増減			42,692	▲ 19,067	▲ 128,220	▲ 109,153
	正味財産期末残高			2,469,663	2,450,596	2,322,376	▲ 128,220
貸借対照表（B／S）	資産合計			3,715,174	3,676,388	3,658,275	▲ 18,113
		流動資産		2,482,286	2,088,831	1,809,015	▲ 279,816
		固定資産		1,232,888	1,587,557	1,849,260	261,703
			うち建物	282,087	264,498	249,334	
	負債合計			1,245,510	1,225,790	1,335,900	110,110
		流動負債		409,299	380,323	470,060	89,737
			うち短期借入金	25,170	0	0	0
		固定負債		836,211	845,467	865,840	20,373
			うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計			2,469,663	2,450,597	2,322,376	▲ 128,221
		指定正味財産		138,593	134,827	131,062	▲ 3,765
		一般正味財産		2,331,070	2,315,770	2,191,314	▲ 124,456

Ⅴ　令和８年度 事 業 計 画

１　事業計画

令和８年度においては、民間での取組みが困難な「内部障害リハビリテーション」に注力し、最先端の知見を取り入れたリハビリテーションを持続的に提供していく。

また、神戸市との連携のもと、地域の医療･福祉関係者とのネットワーク「キュア神戸」を通じて、市民の健康寿命の延伸に努める。

さらに、「業務効率化」や「タスク･シェアリング」を推進し、現場の負担軽減と生産性向上を両立させながら、強固なサービス提供体制を維持していく。これらを通じ、令和８年度から始まる中期計画を指針とし、当財団の基本目標である「地域包括ケアシステム」の構築・深化をさらに進めていく。

【収益事業】

(1) 神戸リハビリテーション病院の管理運営

脳血管疾患等の患者の家庭、社会復帰を目的とし、リハビリテーションを主とした医療･看護･介護サービスを提供する神戸リハビリテーション病院を引き続き運営する。

また、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、心不全や呼吸器疾患等の患者の受入れに取組み、リハビリテーション医療の充実を図るとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努める。

さらに、本年７月に開設した「息切れ外来」を通じて、生活期におけるリハビリテーション医療のさらなる充実に努め、患者の予後改善と生活の質の向上を強化する。

■内部障害リハビリテーションの推進

・心疾患など内部障害患者に対するリハビリテーションに重点的に取組み、予後の向上や再入院の防止を図る。

入院患者予定数	１日	163.0人	年間	59,495人
外来患者予定数	１日	24.0人	年間	5,760人

(2) 介護老人保健施設リハ・神戸の管理運営

介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために、医師による医学的管理の下、看護、介護といったケアはもとより、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士によるリハビリテーション、また、栄養管理、食事、入浴などの日常生活支援まで併せて提供する施設として介護老人保健施設リハ・神戸を引き続き運営する。さらに、老健機能の拡充として、看取りの実施および手順の見直しを行うとともに、利用率の向上に努め経営収支の改善を図る。

利用者予定数

入所者	１日	83.0人	年間	30,295人
通所者	１日	23.0人	年間	7,084人

(3) 在宅支援事業

ア　訪問看護事業

住み慣れた地域で療養の推進と介護者の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションを引き続き運営し、訪問看護、リハビリテーションを実施する。また、人材育成として、若い世代も含め看護師の育成に努めていく。

■医療的ケア児への訪問看護

・引き続き医療的ケア児の訪問看護に積極的に取組み、同じ医療的ケア児を看護する他の訪問看護ステーションに同行し、技術指導を実施する。
・地域で小児訪問看護を担当できる人材や若い世代の看護師を確保するため病棟勤務経験のない看護師の育成を実施する。

訪問予定回数　57,960回／年

（内訳）①	東灘しあわせ訪問看護ステーション	13,800回
②	しあわせ訪問看護ステーション	15,360回
③	兵庫しあわせ訪問看護ステーション	12,000回
④	西部しあわせ訪問看護ステーション	16,800回

イ　在宅介護支援事業

(ｱ) 居宅介護支援事業（えがおの窓口）

介護保険制度における要介護認定の申請代行やサービス利用計画の作成相談窓口として、居宅介護支援事業を実施する。介護報酬制度に沿ったケアプラン管理等に努め、サービスの質と収益の向上を図る。

ケアプラン管理予定数（介護予防プランを含む）　7,860件／年

（内訳）①	東灘ケアプランセンター	1,824件
②	しあわせケアプランセンター	816件
③	兵庫しあわせケアプランセンター	1,620件
④	しあわせの村在宅支援センター	2,400件
⑤	西部しあわせ訪問看護ステーション	1,200件

(ｲ) 地域包括支援センター事業（あんしんすこやかセンター）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な支援を包括的に行う地域包括支援センターを引き続き運営する。

引き続き、「つながりを切らない情報発信や活動」・「孤立を防ぐ地域づくり」に力を入れる。また、介護予防対策として法人内のリハビリ専門職と連携し、フレイル予防や健康体操等に取組み、地域のなかで多職種が協働できるセンターを目指す。

（神戸市委託事業）

介護予防ケアプラン管理予定数　11,900件／年

（内訳）①	魚崎南部あんしんすこやかセンター	4,500件
②	新開地あんしんすこやかセンター	3,600件
③	しあわせの村あんしんすこやかセンター	3,800件

事業内容

① 総合相談支援業務
② 介護予防事業に関するケアマネジメント業務
③ 権利擁護支援業務
④ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務
⑤ 地域支え合い活動推進事業に係る業務

ウ 医療介護サポートセンター

在宅医療と介護の連携を支援するため、中央区、北区を除く７区の医療介護サポートセンターにコーディネーターを配置するとともに、全区のコーディネーターの養成、研修等を行う。（神戸市委託事業）

(4) 認知症に関する支援事業

ア 認知症初期集中支援事業

「認知症の人にやさしいまちづくり条例」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域、環境で安全かつ安心して暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（愛称「こうべオレンジチーム」）を配置し、関係機関との連携を図り、福祉・医療サービスに繋げるとともに、認知症神戸モデルの診断制度を説明し、早期診断、早期対応に向けた支援を行う。

その他、市民が認知症について気軽に相談できるよう、認知症に関する総合電話相談窓口として「こうべオレンジダイヤル」の運営を引き続き行う。(神戸市委託事業)

(5) 住宅改修助成事業等

高齢者等における在宅生活を支援するため、住宅改修助成事業と介護保険の住宅改修工事実地調査を行う。（神戸市委託事業）

ア 住宅改修助成事業

高齢者及び障害者のための住宅改修について、専門チームによる訪問相談及び改修費用の助成に関する業務を行う。

・助成対象者
次のいずれかを満たし、住宅改修が必要であると認められた者（所得制限あり）
①要支援、要介護認定を受けた者
②身体障害者手帳の交付を受けた者
・助成限度額　　100万円（介護保険支給分と合わせて）
・完了予定数　　340件

イ 介護保険住宅改修工事実地調査

介護保険による住宅改修工事のうち、各区で抽出された現地確認が必要な案件について、住宅を訪問し、介護保険上の申請、許可の内容に適合していることの確認を行う。

【公益目的事業】

(1) 調査研究事業

在宅あるいは地域社会における高齢者等を対象とした在宅医療・介護に関する調査研究及び情報提供を行う。また、引き続き、神戸市と当財団が事務局として運営する神戸地域一体化リハビリテーションコンソーシアム(キュア神戸)を通して、リハビリテーションを中心とした地域包括ケアシステムの構築に資する取組みを行う。

(2) 地域医療・介護向上支援事業

地域における医療、介護の向上のための人材育成（実習生の受け入れ）、及び在宅高齢者等の支援のための普及啓発事業やフレイルチェック事業等（理学療法士等の地域への派遣）を行う。

2　経営改善の取組み状況

(1) これまでの取組み状況

ア　病院事業

当院は市内で最大級の180床を有するリハビリテーション専門病院として、脳血管･運動器疾患を中心にリハビリテーション医療を提供してきた。診療報酬では、引き続き「回復期リハビリテーション病棟入院料１」を全病棟で算定するなど収益確保に努めるとともに、多職種による質の高いチーム医療を実践してきた。

令和７年度は、回復期リハビリテーション病棟として、多様化する患者ニーズに対応するため、引き続き心疾患、呼吸器疾患等の内部障害患者の受入れに取組むとともに、各医療機関との連携を推進し、円滑な入退院及び在宅復帰後の支援に努めた。

また、外来においても心疾患や呼吸器疾患に対するリハビリテーションに取組み、内部障害患者に対するリハビリテーションの充実を図り、収益の確保に努めた。

イ　老人保健施設事業

老人保健施設本来の役割である在宅復帰･在宅療養支援を基本として、引き続き在宅復帰率の向上とリハビリテーションの充実に取組んだ。介護報酬では、最上位の「超強化型」区分を積極的に算定し、また、令和６年度に導入した介護記録用ソフトの活用による加算の継続算定・新たな加算算定も行い、収益の増加に努めた。

北区内の急性期病院と協力医療機関連携協定を結び、入所者の病状の急変等に迅速に対応出来る体制を構築し、サービスの向上を図った。

ウ　訪問看護事業

在宅医療を支える訪問看護事業を市内４カ所のステーションで実施し、地域から求められている良質なサービスの提供に努めてきた。高齢者へのケアに加え、従前より医療的ケア児を含む小児訪問看護にも力を入れ、幅広い対象者への支援を行った。また、タブレット端末及び電子カルテの導入による ICT 化を推進し、業務の効率化に取組んだ。

エ　在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、神戸市から委託を受けて市内３カ所で運営し、高齢者に予防対策から状態に応じた介護や医療サービスなど様々なサービスを切れ目なく提供し、必要な支援を行った。

居宅介護支援事業については、市内５カ所で運営し、地域の様々な組織、機関とも連携しながら、より信頼される事業活動となるよう努めた。また、令和７年度には、業務負担の軽減、業務効率化のため、全センターの職員にタブレット端末を導入した。

(2) 令和８年度の取組み

ア　病院事業

令和８年度診療報酬改定の対応では、リハビリテーションによるアウトカム評価の充実など質の高い取組みに対して新設された「回復期リハビリテーション強化体制加算」を取得し、収益の向上とリハビリテーション医療の質的向上を図り、患者や急性期病院から選ばれる病院を目指す。

また、当院の強みである心疾患や呼吸器疾患等の内部障害リハビリテーションの発展・継承に重点的に取り組むとともに、神戸市や地域の医療・福祉関係者と連携し、地域全体の取組み（キュア神戸）として推進することで、市民の健康寿命の延伸に寄与していく。

さらに、医療・介護人材の慢性的な不足に対応するため、ICTやAIの活用による業務効率化やタスク･シェアリングの推進に取組む。

イ　老人保健施設事業

地域包括ケアシステムにおける介護老人保健施設の役割を踏まえ、「地域から頼られる施設」を目指すとともに、利用者が地域でその人らしく生活ができるよう、在宅復帰・在宅療養を支援する。

健全な施設運営への取組みとして、介護報酬の最上位の「超強化型」区分算定を継続し、収入の確保に努めるとともに、介護記録用ソフト等の機器を活用し、引き続き業務改善・サービス向上に取組む。自然災害や感染症に備えた事業継続計画（BCP）の見直し及び研修・訓練を行い、非常時においても利用者・職員にとって、安心･安全なサービス提供体制の構築に努める。

ウ　訪問看護事業

医療技術の進歩や利用者ニーズの多様化を踏まえ、職員の技術はもとより、各訪問看護ステーションの体制としても柔軟に対応できるよう努めていく。具体的には、リモートも活用しながら各種研修を実施する。また、地域の医療機関との連携を密にし、ネットワーク化を図るなど、外部資源も取り込んだ運営に取組んでいく。

エ　在宅介護支援事業

地域包括支援センターでは、従来から目指してきた「住み慣れた地域で安心して生活できる」といった方針を念頭に、総合的、包括的な窓口機能の維持、向上に努めていく。

居宅介護支援事業の ICT 化を進め、タブレット端末を活用する。これにより、移動時間や訪問先での待ち時間などの隙間時間に、現場でリアルタイムに情報入力・確認できる環境を整え、業務効率化とケアマネジメントの質の向上を両立させる。

３　予定正味財産増減計算書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

（単位:千円）

科　目	合　計	実施事業等会計 （公益目的事業）	その他事業会計 （収益事業）	法人会計
Ⅰ　一般正味財産増減の部				
１．経常増減の部				
（１）経常収益				
基本財産運用益	330	－	－	330
事業収益	4,360,311	－	4,360,311	－
受取補助金等	8,000	－	7,700	300
受取負担金	298	－	298	－
受取寄付金等	10	－	10	－
雑収益	11,728	300	10,758	670
経常収益計	4,380,677	300	4,379,077	1,300
（２）経常費用				
事業費	4,358,159	13,000	4,345,159	－
管理費	5,535	－	－	5,535
経常費用計	4,363,694	13,000	4,345,159	5,535
当期経常増減額	16,983	△ 12,700	33,918	△ 4,235
２．経常外増減の部				
（１）経常外収益				
経常外収益計	－	－	－	－
（２）経常外費用				
経常外費用計	－	－	－	－
当期経常外増減額	－	－	－	－
他会計振替額	－	－	－	－
税引前当期一般正味財産増減額	16,983	△ 12,700	33,918	△ 4,235
法人税等	4,000	－	4,000	－
当期一般正味財産増減額	12,983	△ 12,700	29,918	△ 4,235
一般正味財産期首残高	2,191,315	△ 15,720	1,958,203	248,832
一般正味財産期末残高	2,204,298	△ 28,420	1,988,121	244,597
Ⅱ　指定正味財産増減の部				
受取補助金等	－	－	－	－
一般正味財産振替額	△ 3,682	－	△ 3,682	－
当期指定正味財産増減額	△ 3,682	－	△ 3,682	－
指定正味財産期首残高	131,062	－	31,062	100,000
指定正味財産期末残高	127,380	－	27,380	100,000
当期正味財産増減額	9,301	△ 12,700	26,236	△ 4,235
正味財産期首残高	2,322,377	△ 15,720	1,989,265	348,832
Ⅲ 正味財産期末残高	2,331,678	△ 28,420	2,015,501	344,597

※　神戸市からの収入

(1) 補助金 ／負担金　　4,188千円

(2) 委託料　　360,730千円

4　予定貸借対照表

令和９年３月31日現在

（単位:千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
Ⅰ　資産の部		Ⅱ　負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	1,091,087	未払金	234,596
未収金	623,676	預り金	27,946
貯蔵品	12,028	賞与引当金	160,400
前払金	2,775	流動負債合計	422,942
流動資産合計	1,729,566	固定負債	
固定資産		リース債務	21,266
基本財産	100,000	退職給付引当金	942,044
基本財産合計	100,000	他会計借入金	
特定資産		固定負債合計	963,310
建物	188,577	負債合計	1,386,252
建物付帯設備	22,443	Ⅲ　正味財産の部	
什器備品	3		
退職給付引当資産	474,890	指定正味財産	
特定資産合計	685,913	国庫補助金等	24,223
その他固定資産		地方公共団体補助金	3,157
建物	45,593	寄付金（基本財産含む）	100,000
建物付帯設備	16,263	指定正味財産合計	127,380
構築物	992	（うち基本財産への充当額）	100,000
什器備品	261,800	（うち特定資産への充当額）	27,380
一括償却資産	4,906	一般正味財産合計	2,204,297
リース資産	21,266	（うち基本財産への充当額）	－
電話加入権	6,084	（うち特定資産への充当額）	183,643
保証金	13,538	正味財産合計	2,331,677
投資有価証券	591,364		
長期前払費用	40		
ソフトウェア	117,756		
繰延資産勘定	122,848		
その他固定資産合計	1,202,450		
固定資産合計	1,988,363		
資産合計	3,717,929	負債及び正味財産合計	3,717,929

５　事業別予定収入明細書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

（単位：千円）

事業別・性質別	収入合計	内訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他収入
実施事業等会計	300	－	－	－	300
調査研究事業	－	－	－	－	－
地域医療・介護向上支援事業	300	－	－	－	300
その他事業会計	4,379,077	3,999,581	360,730	7,700	11,066
病院事業	2,748,494	2,725,194	14,580	464	8,256
老人保健施設事業	587,898	579,542	－	7,146	1,210
訪問看護等事業	799,670	694,845	103,135	90	1,600
在宅医療･介護連携支援事業	194,577	－	194,577	－	－
住宅改修助成事業	48,438	－	48,438	－	－
法人会計	1,300	－	－	300	1,000
合　　計	4,380,677	3,999,581	360,730	8,000	12,366

６　事業別予定支出明細書

令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

（単位:千円）

事業別・性質別	支出合計	内訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
実施事業等会計	13,000	11,425	1,575	－	－
調査研究事業費	3,000	2,200	800	－	－
地域医療・介護向上支援事業	10,000	9,225	775	－	－
その他事業会計	4,345,159	3,275,980	922,978	146,201	－
病院事業	2,727,454	1,964,967	648,396	114,091	－
老人保健施設事業	584,030	398,794	159,236	26,000	－
訪問看護等事業	790,660	692,850	92,850	4,960	－
在宅医療･介護連携支援事業	194,577	181,590	12,237	750	－
住宅改修助成事業	48,438	37,779	10,259	400	－
法人会計	5,535	200	3,435	1,900	－
合　計	4,363,694	3,287,605	927,988	148,101	－

Ⅵ　令和７年度主要事業計画・実績比較表

事　業　名	計　画	実　績	備　　考
神戸ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院の管理運営			
延入院患者数	59,495 人	57,461 人	
１日平均入院患者数	163.0 人	157.4 人	病床数 180床
延外来患者数	5,566 人	5,245 人	
１日平均外来患者数	23.0 人	21.9 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営			
延入所者数	30,295 人	29,593 人	
１日平均入所者数	83.0 人	81.1 人	入所定員90人
延通所者数	7,061 人	6,865 人	
１日平均通所者数	23.0 人	22.4 人	通所定員30人
訪問看護事業			
延訪問回数	56,820 回	56,158 回	
内）ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ延訪問回数	16,571 回	17,378 回	
在宅介護支援事業			
居宅介護支援事業(えがおの窓口)			
ケアプラン管理延数	8,052 件	7,973 件	
地域包括支援センター			
（あんしんすこやかセンター）			
介護予防ケアプラン管理延数	12,250 件	11,812 件	
住宅改修助成事業			
完了件数	400 件	312 件	

Ⅶ　主要事業の推移（令和５年度～令和７年度）

事　業　名	令和５年度	令和６年度	令和７年度	備　　考
神戸ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ病院の管理運営				
延入院患者数	56,438 人	59,718 人	57,461 人	
１日平均入院患者数	154.2 人	163.6 人	157.4 人	病床数180床
延外来患者数	2,449 人	3,597 人	5,245 人	
１日平均外来患者数	12.5 人	15.4 人	21.9 人	
介護老人保健施設リハ・神戸の運営				
延入所者数	29,288 人	29,128 人	29,593 人	
１日平均入所者数	80.0 人	79.8 人	81.1 人	入所定員90人
延通所者数	6,870 人	7,041 人	6,865 人	
１日平均通所者数	22.4 人	22.9 人	22.4 人	通所定員30人
訪問看護事業				
訪問回数	54,426 回	54,778 回	56,158 回	
内 ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ延訪問回数	14,798 回	16,128 回	17,378 回	
在宅介護支援事業				
居宅介護支援事業(えがおの窓口)				
ケアプラン管理延数	6,540 件	7,074 件	7,973 件	
地域包括支援センター				
（あんしんすこやかセンター）				
相談延件数	16,106 件	19,823 件	19,601 件	
介護予防ケアプラン管理延数	11,350 件	11,793 件	11,812 件	
認知症初期集中支援事業				
新規対応件数	189 件	184 件	171 件	
自宅訪問件数	1,093 件	1,089 件	1,090 件	
自宅外訪問件数	1,091 件	1,029 件	979 件	
こうべオレンジダイヤル				
相談受付件数	864 件	822 件	752 件	
住宅改修助成事業				
完了件数	352 件	352 件	312 件	

参　考　資　料

１ 施 設 概 要

令和８年７月１日現在

神戸リハビリテーション病院	
所　在　地	北区しあわせの村１番18号
施 設 規 模	鉄筋コンクリート造４階建 延床面積　12,731㎡
施 設 内 容	病床数　180床 ［内訳］　一般病床　（４人室）36室　（個室）22室 （特別個室）２室 ＩＣＵ　（４人室）３室
診 療 科 目	内科、循環器内科、脳神経内科、内分泌内科、呼吸器内科、外科、 脳神経外科、整形外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科
開　設　日	昭和63年６月１日
介護老人保健施設 リハ・神戸	
所　在　地	北区しあわせの村１番19号 （神戸リハビリテーション病院南隣）
施 設 規 模	鉄筋コンクリート造３階建 延床面積　約4,840㎡のうち、4,083㎡
施 設 内 容	入所定員　90人（一般入所及びショートステイ） 療養室　（４人室）20室　（個室）10室 通所定員　30人
開　設　日	平成12年４月19日

２ 事 業 所 概 要

(1) 訪問看護ステーション

東灘しあわせ訪問看護ステーションくるる	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成11年１月１日
しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	中央区吾妻通５丁目２－20（賀川記念館１階）
事業開始日	平成７年１月１日
兵庫しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	兵庫区大開通１丁目１番１号（神鉄ビル10階）
事業開始日	平成22年10月１日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	垂水区星陵台４丁目４番37号（神戸市垂水区医師会館内）
事業開始日	平成12年１月４日

(2) 地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）

魚崎南部あんしんすこやかセンター	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成18年４月１日
新開地あんしんすこやかセンター	
所　在　地	兵庫区大開通１丁目１番１号（神鉄ビル10階）
事業開始日	平成22年10月１日
しあわせの村あんしんすこやかセンター	
所　在　地	北区しあわせの村１番19号 （介護老人保健施設 リハ・神戸 内）
事業開始日	平成18年４月１日

(3) 居宅介護支援事業所（えがおの窓口）

東灘ケアプランセンター（ほくら・くるる）	
所　在　地	東灘区魚崎中町４丁目３番18号 （魚崎中町デイサービスセンター２階）
事業開始日	平成12年４月１日
しあわせケアプランセンター	
所　在　地	中央区吾妻通５丁目２－20（賀川記念館１階）
事業開始日	令和６年11月１日
兵庫しあわせケアプランセンター	
所　在　地	兵庫区大開通１丁目１番１号（神鉄ビル10階）
事業開始日	平成22年10月１日
しあわせの村在宅支援センター	
所　在　地	北区しあわせの村１番19号 （介護老人保健施設 リハ・神戸 内）
事業開始日	平成12年４月１日
西部しあわせ訪問看護ステーション	
所　在　地	垂水区星陵台４丁目４番37号（垂水区医師会館内）
事業開始日	平成12年６月１日

(4) 認知症初期集中支援事業所

認知症初期集中支援事業 認知症総合電話相談窓口（こうべオレンジダイヤル）	
所　在　地	兵庫区駅南通５丁目１番２（健康ライフプラザ５階）
事業開始日	平成29年８月１日(認知症初期集中支援事業)
	平成31年４月１日(認知症総合電話相談窓口)